

令和3年度 特別区民税・都民税(住民税)について

令和3年度の納税通知書兼変更通知書をお届けいたします。税額は次のとおり計算しています。

◎特別区民税・都民税の計算のしくみ ※特別区民税・都民税を総称して住民税といいます。

(A) 課税標準額
(1,000円未満端数切捨)

課税標準額は次の金額

所得金額－所得控除額

所得金額＝収入－必要経費

※給与と所得・公的年金等の所得の場合は下記によります。

×

② 税率

	特別区民税	都民税
総所得 山林・退職 分離所得	6%	4%

下表参照

↓(分離所得分)

区分	課税標準所得	特別区民税	都民税
給与所得	一律	5.4%	3.6%
雑所得	一律	3%	2%
長期	一律	3%	2%
短期	一律	3%	2%
雑所得	2,000万円以下の場合	2.4%	1.6%
	2,000万円超の場合	3%－12万円	2%－9万円
	6,000万円超の場合	2.4%	1.6%
	6,000万円超の場合	3%－36万円	2%－24万円
	一般株式等の譲渡	3%	2%
	上場株式等の譲渡	3%	2%
	上場株式等の配当等	3%	2%
	先物取引	3%	2%

=

③ 算出

所得割額

④ 税率

控除等

+

⑤ 所得割額
(100円未満端数切捨)

⑥ 均等割額
5,000円
(特別区民税 3,500円)
(都民税 1,500円)

※特別区民税等割額は、次の割額加算を行います。

軽減の条件 軽減額

①均等割額が課される同一世帯 1,500円

②上記①の方を2名以上有する方 1,000円

《給与所得の計算》 (収入金額から給与と所得控除を差し引いた金額)

収入金額(A)	所得金額
551,000円未満	0
551,000円以上 1,619,000円未満 (A)－ 550,000	0
1,619,000円以上 6,620,000円未満	1,069,000
6,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000
1,622,000円以上 6,624,000円未満	1,072,000
6,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000

○部分は、収入金額(A)を4,000円単位で端数処理をした後の金額を代入して計算します。
例：1,816,200円＝4,000円－454,000円＝454,000円＝1,816,000円(A)

※所得金額調整控除
下記の対象者に該当する場合は算出した控除額を上記の表で求めた後の所得金額から差し引きます

対象者	控除額
給与収入が850万円を超えて、下記のいずれかに該当する方 ・本人が特別障害者である方 ・29歳未満の扶養親族である方 ・特別障害者である同一世帯配偶者または扶養親族がいる方	(給与等の収入金額(※1)－850万円)×10% (※1) 1,000万円以上上限
① 給与と所得と公的年金等の所得の両方が(A) 所得と(※2) それぞれ10万円未満	(給与等(※2)－公的年金等の所得(※2))×10% (※2) それぞれ10万円以上
②	

非課税について
右のいずれかに該当する場合は非課税です。

- ・合計所得金額が35万円(1＋10年間計划投資者及び扶養親族の人数)＋10万円(12万円以上(1)の非課税所得、21万円の加算はありませぬ)
- ・「人ifiz生受給者、養育給付、ひとり親給付のいずれかの適用を受けている場合または未成年者の場合で合計所得金額が135万円以下である場合
- ・令和3年1月1日現在で生活保護法の規定による生活活動を受けている方

《公的年金等の所得の計算》 (収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額)

受給者の年齢	収入金額(B)	公的年金等に係る標準所得引当の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円未満	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円未満 (B)	－1,100,000	－1,000,000	－900,000
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(B)×75%－ 275,000	(B)×75%－ 175,000	(B)×75%－ 75,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(B)×85%－ 685,000	(B)×65%－ 585,000	(B)×85%－ 485,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(B)×95%－1,455,000	(B)×95%－1,355,000	(B)×95%－1,255,000
	10,000,000円以上	(B)－1,955,000	(B)－1,855,000	(B)－1,755,000
65歳未満	1,300,000円未満	(B)－ 600,000	(B)－ 500,000	(B)－ 400,000
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	(B)×75%－ 275,000	(B)×75%－ 175,000	(B)×75%－ 75,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(B)×85%－ 685,000	(B)×85%－ 585,000	(B)×85%－ 485,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(B)×95%－1,455,000	(B)×95%－1,355,000	(B)×95%－1,255,000
	10,000,000円以上	(B)－1,955,000	(B)－1,855,000	(B)－1,755,000

種 類		所 得 控 除 額		
雑 損 控 除	次の①又は②のどちらが多い金額 ①(損失額)－(保険金などで補てんされる額)－(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額)－5万円			
医 療 費 控 除	(支払った医療費の総額)－(保険金などで補てんされる額)－(総所得金額等×5%(10万円を限度))＝控除額(限度額200万円)			
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	(特定一般用医薬品等購入費)－(保険金などで補てんされる額)－1万2千円＝控除額(限度額8万8千円)			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険の種類		支払った保険料(A)	控除額算出式
	新契約分 (平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約)	①一般の生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料	12,000円以下	支払った保険料の全額
			12,000円超～32,000円以下	(A)÷2＋6,000円
			32,000円超～56,000円以下	(A)÷4＋14,000円
			56,000円超	28,000円
	旧契約分 (平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約)	④一般の生命保険料 ⑤個人年金保険料	15,000円以下	支払った保険料の全額
			15,000円超～40,000円以下	(A)÷2＋7,500円
			40,000円超～70,000円以下	(A)÷4＋17,500円
			70,000円超	35,000円
	①～⑤について上表により個別に控除額を計算し、次の算式に代入して求めます。(限度額：70,000円)			
(①の控除額＋④の控除額)＋(②の控除額＋⑤の控除額)＋③の控除額				
※ ※ ※ 下欄算分の限度額はそれぞれ28,000円 ただし、下欄部分が旧契約(④又は⑤)の控除のみの場合は、35,000円を限度とする。				
地震保険料控除		支払った保険料(B)	地震保険料控除算出式	※ ①地震保険料と②旧長期損害保険料の両方の支払がある場合は、それぞれの控除額の合計額(限度額25,000円)
	① 地 震 保 険 料	50,000円以下	(B)÷2	
		50,000円超	25,000円	
	② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額	
		5,000円超～15,000円以下	(B)÷2＋2,500円	
		15,000円超	10,000円	

(所得控除 続き)

人的控除	控 除 の 種 類		控除額	納税義務者の合計所得金額ごとの控除額				
	障 害 者		26万円	控 除 の 種 類				
	特 別 障 害 者		30万円					
	同 居 特 別 障 害 者		53万円 <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th>	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
	寡 婦		26万円	配偶者	一般			
	ひ と り の 親		30万円		老人(70歳以上)			
	勤 労 学 生		26万円		33万円 22万円 11万円			
	扶 養	一般(16歳以上18歳以下 及び23歳以上69歳以下)		33万円	配偶者の 合計所得金額	48万円超 100万円以下		
		老人(70歳以上)		38万円		100万円超 105万円以下		
		同居老親等(70歳以上)		45万円		105万円超 110万円以下		
特定(19歳以下22歳以下)		45万円	110万円超 115万円以下					
			115万円超 120万円以下					
基 礎	合計所得額 2,400万円以下		43万円	配偶者の特 別	120万円超 125万円以下			
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円		125万円超 130万円以下			
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円		130万円超 133万円以下			
					3万円 2万円 1万円			

「④税額控除等」の計算方法

(1) 調整控除（合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません）

合計課税所得金額が200万円以下の場合	合計課税所得金額が200万円超の場合
ア 人的控除額の差額(※1)の合計額 イ 合計課税所得金額(※2) ⇒ アイのいずれか少ない額の5% (特別区民3%・都民2%)	ア 人的控除額の差額(※1)の合計額 イ 合計課税所得金額(※2)－200万円 ⇒ アからイを控除した金額(5万円以下(マイナスを含む)の場合は5万円)の5% (特別区民3%・都民2%)

(※1) 人的控除額の差額…下表の「控除の種類」に該当する控除の適用がある場合、各「控除の種類」に記載の差額

控除の種類		差 額	控除の種類		納税者本人の合計所得金額ごとの差額					
障 害 者	1万円	一 般	5万円	控 除 の 種 類	900万円以下	900万円超	950万円超			
特 別 障 害 者	10万円	老 人	10万円			950万円以下	1,000万円以下			
同居特別障害者	22万円	同居老親等	13万円			配偶者	一 般	5万円	4万円	2万円
		特 定	18万円					老 人 (70歳以上)	10万円	6万円
基 礎 控 除	5万円	寡 婦	1万円	配偶者 配 偶 者 特 別	合計所得金額	48万円超	50万円未満	5万円	4万円	2万円
		父	1万円			50万円以上	55万円未満	3万円	2万円	1万円
		母	5万円							
		ひとり親	5万円							

(※2)合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額(それぞれ、納税通知書兼変更通知書の「課税標準額の内訳に記載」)

(2) 配当控除 ※申告分離課税を選択した場合は適用なし

(3) 配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

種 類	課税標準額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都 民 税	特別区民税	都 民 税	特別区民税	都 民 税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

(4) 外国税額控除(控除限度額)

区 分	特別区民税	都 民 税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

	控除限度額
特別区民税	所得税の控除限度額の18%

(5) 寄附金税額控除 ※控除の対象となる寄附金額の上限は、総所得金額等の30%です。

寄附先団体	控除額計算式
荒川区の条例で指定されている団体	(寄附金額－2,000円)×6％(特別区民税分)
東京都の条例で指定されている団体	(寄附金額－2,000円)×4％(都民税分)
東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部・ 地方公共団体で特例控除対象以外の団体	(寄附金額－2,000円)×10％ ※特別区民税分6％、都民税分4％
地方公共団体で特例控除対象の団体(ふるさと納税など)	(寄附金額－2,000円)×10％+特例控除額(※3) ※特別区民税分6％、都民税分4％

(※3)特例控除額…次の計算式により算出(特別区民税・都民税算出所得割額から調整控除を差引いた金額の2割が上限)

基本的な特例扣除額計算式	(地方公共団体への寄附金額－2,000円) × (90％－所得税の限界税率(※4) × 1.021)
--------------	--

(※4)所得税の限界税率…所得税額の計算の際に適用された最大の税率

※分離課税される所得があるときなどは、別の計算式により算出する場合があります。

地方公共団体に寄附した場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、所得税の控除相当額の「申告特例控除額」が上記に加算されます。

(6) 住宅借入金等特別税額控除 ※平成23年1月1日以後に居住を開始した場合に限ります。

下記の①と②-1、又は①と②-2を比較し、少ない金額を控除します。

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控

②-1 前年分の所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5% (97,500円を限度)	特定取得に該当しない場合
②-2 前年分の所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の7% (136,500円を限度)	特定取得に該当する場合

※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額や費用の額に含まれる消費税が、8%又は10%の税率で課された住宅の取得等のことをいいます。

〔お問い合わせ〕 荒川区役所 税務課課税係 電話 03(3802) 3111 (代表) 内線 2316~2319、2321~2323

※代表番号にお掛けの上、内線番号をお伝えください。